

学 校 感 染 症 に つ い て

生徒が学校保健安全法に定められた疾病（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・はしか・風疹などの学校感染症）にかかった場合には、医師の指示に従って、家庭で休養し登校を差し控えるようお願いいたします。生徒は回復力が早く、少し良くなると登校しがりますが、治ったようにみえても、伝染力は衰えていない場合が多いものです。登校に関しては医師の指示に従うようお願いいたします。

学校感染症は出席停止となり、欠席扱いにはなりません。別紙の「療養報告書」を作成していただき、学級担任にご提出ください。なお、この証明書は本校ホームページからダウンロードすることもできます（在校生と保護者の皆さまへ→証明書申請→学校感染症について）。

生徒が安心して学校生活を送れるよう、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症について>

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しました。

それに伴い本学では、医師より「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合には学校感染症として出席停止とします。欠席扱いにはなりません。別紙の「療養報告書」を作成していただき、学級担任にご提出ください。医師の指示による療養期間が経過すれば出席停止を解除します。療養期間は医師にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことによる変更点

1. 濃厚接触者の特定は保健所の指示があるまでは特定しません。
2. 出席停止となる場合は、医師より「新型コロナウイルス感染症」と判断された場合です。以下の事由での欠席は出席停止となりませんので、あらかじめご理解の程よろしく申し上げます。
 - ・濃厚接触者
 - ・同居家族等が新型コロナ感染症に罹患
 - ・発熱や咽頭痛、咳など新型コロナ感染症と類似の症状
 - ・ワクチン接種およびワクチン接種後の副反応なお、定期考査等の際も他の学校感染症と同様の対応となります。
3. 検査キット等を利用した出席停止期間の短縮は行いません。
4. 発熱や風邪症状がある場合や家族に感染症罹患者がいる場合は咳エチケットにご協力ください（無理をさせずに休養させてください）。回復後は、すぐに登校可能です。
5. 「学校感染症による欠席届」は廃止します。「療養報告書」をご利用ください。
6. 政府からの目安では、発症後10日間はマスクの着用が推奨されております。できる限りご協力ください。

療養報告書

年 組 番 生徒氏名 _____

下記の内容を医師より指示されました。

診 断 名 _____

発 症 日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

登校許可年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受診先医療機関 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

(参考) 学校感染症と出席停止期間の基準

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、SARS、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群、重症急性呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ※出席停止期間は医師の指示に従ってください。
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により、医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	その他の感染症 感染性胃腸（ノロウイルス、ロタウイルスなど）、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ肺炎、手足口病など	病状や流行状況によって出席停止が必要とされる感染症であり、かかりつけ医の意見により保護者から申し出がある場合は、出席停止扱いとしてもよいとされている。

※出席停止期間は病状により医師、または学校医が感染の恐れがないと判断した時はこの限りではない。